

広島県・今治市 国家戦略特別区域 区域計画（案）

平成 28 年 3 月 30 日
広島県・今治市国家戦略特別区域会議

1 国家戦略特別区域の名称

「広島県・今治市 国家戦略特別区域」

2 法第 2 条第 2 項に規定する特定事業の名称及び内容

(1) 名称：国家戦略特別区域外国人創業活動促進事業

内容：創業人材の受入れに係る出入国管理及び難民認定法の特例

（国家戦略特別区域法第 16 条の 4 に規定する国家戦略特別区域外国人創業活動促進事業）

広島県又は今治市が、創業活動に係る事業の計画が適正かつ確実であること等の確認を行うこと等により、創業外国人上陸審査基準を満たす外国人の上陸を可能とし、広島県内及び今治市内における外国人による創業活動を促進する。【平成 28 年 7 月より実施】

(2) 名称：国家戦略特別区域創業者人材確保支援事業

内容：創業者の人材確保の支援に係る国家公務員退職手当法の特例

（国家戦略特別区域法第 19 条の 2 に規定する国家戦略特別区域創業者人材確保支援事業）

区域内において、以下に掲げる創業者（設立の日以後 5 年を経過していないもの）が行う事業の実施に必要な人材であって、国家公務員としての経験を有するものの確保を支援する。【直ちに実施】

- ① 株式会社 O T T A （広島県広島市中区、平成 26 年 10 月 24 日設立）
- ② 株式会社ビー・エス （広島県廿日市市、平成 27 年 10 月 16 日設立）

(3) 名称：特定実験試験局制度に関する特例事業

内容：特定実験試験局制度に関する特例

（国家戦略特別区域法第 26 条に規定する政令等規制事業）

以下に掲げる事業者等が実施する実証実験等について、特定実験試験局制度の利用に係る申請から免許発給までの手続きを大幅に短縮し、電波を活用した実証実験や技術開発等を促進する。

- ① 株式会社 エネルギア・コミュニケーションズ 【平成 28 年 9 月より実施】
- ② ルーチェサーチ株式会社 【平成 28 年 9 月より実施】

3 区域計画の実施が国家戦略特別区域に及ぼす経済的社会的効果

区域計画の実施により、グローバル人材等の高度人材やビッグデータの活用等を通じたイノベーションの創出が促されることを通じて、広島県及び今治市における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動拠点の形成に相当程度寄与する。

4 その他国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成のために必要な事項

(1) 事項：雇用条件の明確化のための「雇用労働相談センター」の設置

内容：雇用条件の明確化等を通じ、新規創業や第二創業を促進するため、広島市内において、雇用ルールの周知徹底と紛争の未然防止を図るための「雇用指針」等を活用し、弁護士等による高度な個別相談対応等を行う「雇用労働相談センター」（以下「センター」という。）を、国家戦略特別区域会議の下に設置する。【平成 28 年 10 月に設置】

i) 設置主体：国（競争入札により事業実施者を選定）

ii) 設置場所：広島商工会議所ビル

iii) 実施体制：センター長、代表弁護士、代表相談員等を配置する。

iv) 事業内容：センターが実施する主な事業は、以下のとおり。

- ・ 弁護士による高度な専門性を有する個別相談対応
- ・ 弁護士等による個別訪問指導
- ・ 相談員による電話相談、窓口相談等の対応
- ・ セミナーの開催等

(2) 事項：創業者の人材確保を支援するための人材流動化支援施設の設置

内容：創業者が行う事業の実施に必要な人材の確保を支援するため、創業者又は創業支援者に使用されることを希望する国の行政機関の職員、民間企業の従業員その他の者に対する採用又は就職の援助を行う「広島県スタートアップ人材マッチング支援センター」を、国家戦略特別区域会議の下に設置する。

【直ちに実施】

i) 実施主体：国及び広島県

ii) 実施体制：広島県において、潜在的な成長力の高い地域の中小企業等の成長戦略を支えるプロフェッショナル人材の地方への還流を促進する体制である広島県プロフェッショナル人材戦略拠点等と連携の下に実施する。

iii) 設置場所：広島県庁内

iv) センターが実施する主な事業は、以下のとおり。

- ・ 創業者又は創業支援者に使用されることを希望する者とのコンシェルジュによるマッチング及び相談対応
- ・ 制度や創業者等についての情報提供